

令和3年度

P T A 総 会 資 料

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| 1 開会のことば | 副会長 |
| 2 あいさつ | 会長 |
| 3 あいさつ並びに転入職員紹介 | 校長 |
| 4 議事 | |
| (1) 令和2年度事業報告承認に関する件 | 副会長 |
| (2) 令和2年度決算報告並びに監査報告承認に関する件 | 会計・会長 |
| (3) 令和3年度役員承認に関する件
新旧役員代表あいさつ | 副会長
新旧会長 |
| (4) 令和3年度事業計画（案）について | 副会長 |
| (5) 令和3年度予算（案）について | 会計 |
| 5 閉会のことば | 副会長 |



期 日 令和3年5月14日(金) 15:15～
場 所 滑川町立滑川中学校 東校舎

滑川町立滑川中学校 P T A

令和2年度 滑川中学校PTA決算報告書

単位：円

1. 収入の部

款 項	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	付 記
第1款 会費	1,372,800	1,372,800	0	2,400円×家庭数(536名) 2,400円×職員数(36名)
第2款 補助金	441,600	441,600	0	町より補助(240円×590名+300,000円)
第3款 雑収入	9	8	1	利子
第4款 繰越金	453,607	453,607	0	前年度繰越金
合 計	2,268,016	2,268,015	1	

2. 支出の部

款 項	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	付 記
第1款 事務費	112,000	-	112,000	
1項 消耗品	90,000	-	90,000	
2項 役員費	2,000	-	2,000	
3項 旅費	20,000	-	20,000	
第2款 会議費	43,000	1,834	41,166	
1項 総会費	3,000	1,834	1,166	賞状用紙、額縁
2項 委員会費	40,000	-	40,000	各委員会、本部へ(広報5000×3学年、厚生・生指・進路:5000、本部10000)
3項 学年委員会費	-	-	0	各学年委員会へ
第3款 事業費	341,500	1,500	340,000	
1項 生徒指導委員会	1,500	1,500	0	学費連負担金
2項 進路指導委員会	80,000	-	80,000	
3項 厚生委員会	10,000	-	10,000	
4項 広報委員会	170,000	-	170,000	
5項 PTA活動費	80,000	-	80,000	
第4款 負担金	98,000	86,975	11,025	
1項 安全互助会負担費	80,000	73,697	6,303	安全互助会負担費
2項 PTA連合会費	14,000	12,278	1,722	郡、町PTA連合会費
3項 産業教育振興会費	1,000	1,000	0	産業教育振興会費
4項 比企地区進路指導研究会費	3,000	-	3,000	
第5款 諸費	1,538,000	1,396,094	141,906	
1項 生徒会活動費	650,000	611,904	38,096	部活動補助、県中体連個人負担金、駅伝補助、中高生新聞
2項 報償費	150,000	111,000	39,000	卒業記念品(印鑑)、関東大会出場1名
3項 視聴覚費	5,000	-	5,000	
4項 体育費	170,000	170,800	△800	※予備費より補填。 体育用品購入補助 等
5項 旅行費補助	20,000	17,434	2,566	1年スキー教室、2年修学旅行
6項 慶弔費	10,000	10,000	0	1名
7項 渉外費	10,000	0	10,000	
8項 環境整備費	450,000	406,402	43,598	卒業式・入学式生花・鉢花、ワックス、トナー、感染症予防対策 等
9項 学級費	73,000	68,554	4,446	学級開き補助(4000円×17クラス+5000円×17クラス)
第6款 予備費	135,516	-	135,516	
※ 教育活動費		565,840		プロジェクター、教室用ホワイトボード、駅伝用ユニフォーム
合 計	2,268,016	2,052,243	215,773	

※今年度、新型コロナウイルス感染症の流行により、予定されていた計画を進めることができませんでした。よって、今年度予算の第1款、第2款、第3款、第5款の残金を、新型コロナウイルス感染症予防対策及び環境整備費として使わせていただきました。

3. 差引残高

収入額 2,268,015 - 支出額 2,052,243 = 差引残高 215,772

差引残高 215,772円 は次年度へ繰り越します。

上記のとおり報告いたします。

令和3年 3月 31日 滑川中学校PTA会長 千葉 雅哉

監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和3年 4月 24日 滑川中学校監事

西口 隆夫



令和3年度 P T A 運営委員会

	役職等	氏名
本部 役員	会長	瀬上 俊
	副会長	西口 隆宏
	副会長	小林 美貴
	副会長(教頭)	荻野 仁之
	会計	鎌田 麻樹子
	幹事	千葉 雅哉
	幹事	赤崎 磨智子
	幹事	浅見 光
	幹事	奈良 研治
	校長	八木原利幸
	本部幹事	高橋 賢徳
	本部会計	新井 優
	本部幹事(教務)	高橋 賢徳
	本部幹事(1主)	鈴木 優
	本部幹事(2主)	神田 敦子
本部幹事(3主)	高橋 真由美	
学年委員(1年)	委員長	小田長美和
	副委員長	和田史恵
	会計	戸田千野
学年委員(2年)	委員長	有賀史子
	副委員長	音川陽子
	会計	新井かおり
学年委員(3年)	委員長	山崎裕恵
	副委員長	嶋田香代子
	会計	澤村真由美

令和3年度 滑川中学校PTA 学級委員一覧

	1 年	2 年	3 年
学年委員長	小田長美和	有賀史子	山崎裕恵
副委員長	和田史恵	音川陽子	嶋田香代子
会計	戸田千野	新井かおり	澤村真由美
	氏 名	氏 名	氏 名
1組	根岸絃子	新井かおり	大坪三女子
	梅澤春香	岡部真紀	鈴木久美子
2組	高瀬 香	徳村友美	小松直美
	戸田千野	高橋千恵	林有紀子
3組	下平久美子	有賀史子	上野美恵
	和田史恵	飯川久美子	中村可奈子
4組	小田長美和	成内千苗	今井弘子
	小久保裕子	新井奈緒子	板倉永枝
5組	根本華恵	音川陽子	澤村真由美
	山本静香	海東真美子	嶋田香代子
6組			山崎裕恵
			高野典子

令和3年度 滑川町立滑川中学校PTA 事業計画（案）

月	PTA行事	本部	1学年	2学年	3学年
4	(8)入学式 (24)学級懇談会	(23)本部役員会 (24)本部役員会	(24)学級懇談会、学年委員会	(24)学級懇談会、学年委員会	(24)学級懇談会、学年委員会
5	(14)PTA総会	(14)PTA総会 (29)体育祭役員 ・本部役員会	(14)PTA総会出席 (29)体育祭役員	(14)PTA総会出席 (29)体育祭役員	(14)PTA総会出席 (29)体育祭役員 ・第1回学年委員会 第1回進路説明会について
6					
7		(9)本部役員会			(9)第1回進路説明会 ・第2回学年委員会 第2回進路説明会について
8	(21)資源回収・奉仕作業	(21)資源回収・奉仕作業	(21)資源回収・奉仕作業参加	(21)資源回収・奉仕作業参加	(21)資源回収・奉仕作業参加
9		()本部役員会	()人間関係づくり学習会 ・学年委員会		
10		(5)本部役員会 (30)本部役員会	(30)学年委員会 ・合唱コンクール役員	(30)学年委員会 ・合唱コンクール役員	(5)第2回進路説明会 ・第3回学年委員会 情報交換&第4回学年委員会 について (19)命の教育講演会 (30)学年委員会
11		(5)本部役員会 ()本部役員会	()キャリア学習会 ・学年委員会	(5)学年委員会・保護者会	
12		()本部役員会	()学年委員会・保護者会		
1		()本部役員会 ()本部役員会		()学年委員会 ()キャリア学習会	
2					
3	(15)卒業式	(3)本部役員会 (15)第60回卒業式 (17)本部役員会 (18)本部役員会	(18)学年委員会・保護者会	(17)学年委員会・保護者会	(3)三年生を送る会(予定) ・第4回学年委員会 情報交換・1年の反省 (15)第60回卒業式
備考	(未定)家庭教育講演会 または防災教育学習会 ※その他、地域連携事業	※年数回、学校運営協議会 出席		(未定)進路講演会	

令和3年度 滑川中学校PTA予算

1. 収入の部

単位：円

款 項	3年度予算額	摘 要
第1款 会費	1,360,800	2,400円×家庭数(529名) 2,400円×職員数(38名)
第2款 補助金	439,680	町より補助金(240円×582名+300,000円)
第3款 雑収入	8	
第4款 繰越金	215,772	前年度繰越金
合 計	2,016,260	

2. 支出の部

款 項	3年度予算額	摘 要
第1款 事務費(本部活動費)	72,000	
1項 消耗品	50,000	印刷用紙 事務用品
2項 役務費	2,000	切手等, 通信費
3項 旅費	20,000	出張者の旅費(町内・町外)
第2款 会議費(本部・各委員会)	40,000	
1項 総会費	10,000	記念品代、印刷代
2項 本部会議費(本部)	20,000	紙、マジック、コピー等
3項 委員会会議費(学年委員会+特支)	10,000	紙、マジック、コピー等 3,000×3 1,000×1
第3款 委員会事業費(各委員会)	255,000	
1項 1学年委員会	50,000	
2項 2学年委員会	50,000	
3項 3学年委員会	50,000	
4項 特別支援委員会	20,000	
5項 PTA本部活動費(広報・生徒指導・進路・厚生を含む)	85,000	草刈り機、奉仕作業道具、制服リユース奉仕作業等の活動費、各委員会の活動補助
第4款 負担金(各種団体負担金補助)	99,500	
1項 安全互助会負担金	80,000	安全互助会負担金
2項 PTA連合会費	14,000	郡・町PTA連合会費
3項 産業教育振興会費	1,000	産業教育振興会費
4項 比企地区進路指導研究会費	3,000	比企地区進路指導研究会費
5項 学警連負担金	1,500	学警連負担金
第5款 教育活動費	1,410,000	
1項 生徒会補助費	620,000	部活動補助、県中体連個人負担金 駅伝補助、中高生新聞
2項 ひまわりの里づくり活動費	30,000	用具代等
3項 感染症予防対策費	90,000	感染症予防に必要な備品消耗品購入補助
4項 体育活動費	100,000	体育祭・部活動等用具購入費
5項 慶弔費	20,000	慶弔規定により
6項 講師謝金費	120,000	職業体験費20000・進路講演費20000 赤ちゃん10000・家庭教育支援費10000・その他
7項 教育環境整備費	430,000	入学式・卒業式生花・鉢花、土、 ワックス、農作業道具 教育備品等
第6款 予備費	139,760	駅伝県大会、全国・関東出場補助
合 計	2,016,260	

滑川中学校PTA会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、滑川中学校PTAといい、事務局を滑川中学校におく。

(目的及び活動)

第2条 この会は、保護者と教師が協力して生徒の健全な育成と福祉の増進につとめ、あわせて会員の修養・親睦をはかるとともに滑川中学校教育活動の支援および学校を核とした地域づくりに貢献することを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 学校教育・家庭教育・社会教育について理解するための活動。
- 2 教育環境を整備、充実するための活動。
- 3 青少年教育について、他の団体機関と協力するための活動。
- 4 会員相互の研究と修養のための活動。
- 5 学校運営協議会を支援する活動
- 6 その他、この会の目的達成に必要な活動。

(方針)

第4条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として次の方針に従うものとする。

- 1 特定の政党、宗教にかかわる活動は行わない。
- 2 この会または、この会の役員の名において公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 3 学校の人事及びその他管理については干渉しない。

(会員)

第5条 この会の会員は、滑川中学校に在籍する生徒の保護者並びに教職員とする。なお、入会は任意とする。

(役員・任務)

第6条 この会の役員は、次のとおりとする。

会長1名・副会長3名(教職員含む)・会計2名(教職員含む)・幹事若干名(保護者及び教職員)・学年委員(委員長、副委員長、会計、委員)、監事とし、本部役員会と運営委員会を組織する。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、重任は妨げない。なお、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 役員は会員の中から選出し、その選出方法は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、会計、幹事は、運営委員会で選出し、総会の承認を得るものとする。
- 2 監事は、会長が委嘱し総会に報告するものとする。
- 3 本部役員は、会長、副会長、会計、幹事及び校長とする。
- 4 運営委員は、本部役員並びに学年委員会の正副委員長、学年会計及び各学年教職員とする。
- 5 学年委員は、学年毎に選出する。学年委員は、各学級から選出する。
- 6 監事は、各学年の学年委員長と職員代表とし、会長が委嘱する。

第9条 役員の任務は、つぎのとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表し会務を総理する。また、総会及び運営委員会を招集し議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査する。
- 4 本部役員は、本部役員会を構成し、会の運営についての企画、調整並びに緊急事項を協議する。
- 5 学年委員は、該当学年の委員会を構成し活動にあたる。
- 6 会計は、会計事務を処理する。
- 7 幹事は、書記を兼ね、庶務を処理する。

(総会)

第10条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

第11条 定期総会は、年1回、年度当初に開き、次の事項を審議決定する。

- 1 予算、決算及び事業の承認。
- 2 役員の承認。
- 3 会則の改正。
- 4 その他、会長が必要と認める事項。

第12条 臨時総会は、必要により開くことができる。

第13条 総会の議決は、出席者の過半数をもって行うものとする。

(委員会)

第14条 運営委員会は、学期に一回以上開き、会の重要事項を審議する。

第15条 本部役員会は、必要に応じ随時開き、会の運営について協議する。

第16条 学年委員会には、次の委員会をおき、当該学年の重要事項について協議するとともに、生徒のよりよい学校生活と学力向上に向けた取組及び地域と連携した教育活動の支援に努める。

- 1 一学年委員会
- 2 二学年委員会
- 3 三学年委員会

(経理)

第17条 この会の経費は、会費とその他の収入をもってこれにあてる。

第18条 この会の運営にあたっては、会員全員より会費を徴収する。ただし、事情により会費を免除することができる。

第19条 この会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌3月31日までとする。

(表簿・その他)

第20条 この会には、次の帳簿を備える。

- 1 役員名簿
- 2 会議録
- 3 会計簿
- 4 その他、会の運営に必要なもの。

第21条 この会に顧問をおくことができる。

第22条 この会の会務遂行に必要な事項は、別に定める。

(付則1) この会則は、昭和54年4月25五日から実施する。

- 1 この会則は、昭和54年4月24日一部改正する。
- 2 この会則は、昭和57年5月4日一部改正する。
- 3 この会則は、昭和60年5月8日一部改正する。
- 4 この会則は、昭和62年5月8日一部改正する。

(付則2) この会則は、昭和62年4月1日より施行する。

- 1 この会則は、平成6年5月24日一部改正する。

(付則3)

- 1 この会則は、平成20年5月24日一部改正する。

(付則4)

- 1 この会則は、平成22年1月15日一部改正する。

(付則5)

- 1 この会則は、令和3年5月14日一部改正する。

滑川中学校PTA細則

この細則は、滑川中学校PTA会則第22条の規定により定めたものである。

[組 織] この会の組織については、別表1のとおりとする。

[役員選出] 会則第8条による役員の選出方法は、次のとおりとする。

- 1 副会長3名は、保護者代表2名及び学校代表1名（教頭）とする。
- 2 会計は、本部から1名、教職員から1名、各学年委員会から1名ずつとする。
- 3 幹事は、保護者（5～6名）及び教職員とする。
- 4 学年委員は、学年毎に各学級2名を選出する。その選出方法は、話し合い（学級懇談会等）による。なお、決しない場合は、くじ引きで選出する。任期は生徒1名に対して1年とする。
- 5 各学年委員会の正副委員長（各1名）の選出については、委員の互選とする。

[会 費] 会則第17条の会費については、1家庭年額2,400円とし一括納入とする。

会則第18条の会費の免除については、学校運営協議会委員の意見を参考に、校長が判断し会長に報告する。

[顧 問] 会則第21条の顧問については、運営委員会において承認した者とする。

[慶 弔] この会の慶弔については、次のとおりとする。

- 1 会員の死亡に際しては弔慰金を支出する。額は1万円とする。
- 2 生徒の死亡に際しては弔慰金を支出する。額は1万円とする。
- 3 葬儀への参会者については、支障のない限り会長並びに当該学年委員長（学校代表として校長、当該学年主任、担任）とする。
- 4 火災等の特別の災害に際しては、本部役員会で協議する。

[表彰等] 1 この会の役員が退任される際の校長による表彰の該当者は、会長、副会長とする。

(付則1)

- 1 この細則は、平成29年5月12日に一部改正する。
- 2 この細則は、令和3年5月14日に一部改正する。